

特別養護老人ホームうらたの里 利用料金表

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 I

令和3年4月改正

負担限度額認定証

第1段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	661円	81円		【内訳】 朝:232円 昼:510円 夕:650円	820円		要介護1	1862円	+ ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3) 介護職員等特定処 遇改善Ⅰ(※4)
要介護2	730円	81円				要介護2	1931円		
要介護3	803円	81円				要介護3	2004円		
要介護4	874円	81円				要介護4	2075円		
要介護5	942円	81円				要介護5	2143円		

負担限度額認定証

第2段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	661円	81円		【内訳】 朝:232円 昼:510円 夕:650円	820円		要介護1	1952円	+ ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3) 介護職員等特定処 遇改善Ⅰ(※4)
要介護2	730円	81円				要介護2	2021円		
要介護3	803円	81円				要介護3	2094円		
要介護4	874円	81円				要介護4	2165円		
要介護5	942円	81円				要介護5	2233円		

負担限度額認定証

第3段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	661円	81円		【内訳】 朝:232円 昼:510円 夕:650円	1,310円		要介護1	2702円	+ ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3) 介護職員等特定処 遇改善Ⅰ(※4)
要介護2	730円	81円				要介護2	2771円		
要介護3	803円	81円				要介護3	2844円		
要介護4	874円	81円				要介護4	2915円		
要介護5	942円	81円				要介護5	2983円		

負担限度額認定証

第4段階

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	661円	81円		【内訳】 朝:232円 昼:510円 夕:650円	2,006円		要介護1	4140円	+ ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3) 介護職員等特定処 遇改善Ⅰ(※4)
要介護2	730円	81円				要介護2	4209円		
要介護3	803円	81円				要介護3	4282円		
要介護4	874円	81円				要介護4	4353円		
要介護5	942円	81円				要介護5	4421円		

※1:固定加算料金の内訳は、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(1日35円)、日常生活継続支援加算Ⅱ(1日46円)です。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※2:別途かかる加算については、該当された場合のみ加算されます。これら加算は介護保険負担分となります。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。なお記載されている加算は主なもので、これら以外にも加算項目があり該当する場合には加算されます。

※3:処遇改善加算Ⅱは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に6.0%を乗じて算出された金額になります。

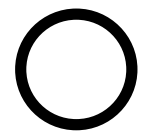
※4:介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に2.7%を乗じて算出された金額になります。

【各種加算の内容と加算額について】

看護体制加算 I・II	35円/日	常勤の看護職員を2人以上配置しており、24時間連絡・対応ができる体制を確保している場合に算定。
日常生活継続支援加算 II	46円/日	①算定月の前6カ月間、または前12カ月間の新規入居者総数のうち、要介護4・5の者が70%以上、または認知症の入所者の占める割合が65%以上、またはたん吸引等の医行為を必要とする者が入所者の15%以上、②介護福祉士を常勤換算方法で、入所者数が6またはその端数を増すごとに1人以上の配置の上記2点を満たしている場合。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	①常勤管理栄養士を1人以上配置、②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者の栄養・氏後頭を踏まえた食事の調整等を実施。③低栄養状態のリスクが低い入所者にも食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応する④入所者事の栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたって必要な情報を活用する事。
初期加算	30円/日	入所日から起算して30日以内の期間の場合に算定。また、30日を超える病院・診療所への入院後に再び入所した場合も同様に算定。
外泊時加算	246円/日 (月6日を限度)	入居者が病院または診療所への入院を要した場合、及び入居者が居宅等への外泊をした場合に、所定単位数に代えて1日につき算定。ただし、入院または外泊初日及び最終日は算定できない。また月をまたがる場合は最大12日間算定できる。
療養食加算	18円/日	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食を提供した場合。(ただし事業所の調理・栄養管理体制により、対応できないものもあります)
看取り介護加算		①常勤の看護師を1人以上配置し、訪問看護ステーションなどの看護職員との連携も含め、24時間連絡できる体制を確保している、②看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者またはその家族等に対してその内容を説明し同意を得ている、③医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員、その他の職種の人による協議の上、当該施設の看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている、④看取りに関する職員研修を行っている、⑤看取りを行う際に個室または静養室の利用が可能となるよう配慮を行っているの以上5点を満たしている場合。
死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	
死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	
死亡日前日及び前々日	780円/日	
死亡日	1,580円/日	
退所時等相談援助加算	(入居期間が1ヵ月以上)	(1)入所者の退所に先立ち、ケアマネジャー・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。他の社会福祉施設等に入所する場合の情報提供や連絡調整等も同様。 (2)退所後30日以内に退所後の生活拠点に訪問し、相談援助・情報提供等を行った場合。 (3)退所時に相談援助・情報提供等を行った場合。 (4)入居者が退所後に居宅でサービスを利用する場合、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所後の生活について連携・情報提供・サービス調整等を行った場合。
(1)退所前訪問相談援助加算	460円/1回または2回	
(2)退所後訪問相談援助加算	460円/退所後1回	
(3)退所時相談援助加算	400円/回	
(4)退所前連携加算	500円/回	
口腔衛生管理加算	90円/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月4回以上行った場合。ただし、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること、口腔衛生管理体制加算を算定していること。
介護職員処遇改善加算 II	総額単価の 6.0%	①介護職員の賃金の改善に取り組んでいる(計画・実施・報告)こと、②任用時の職責・職務内容等の要件を定めていること(併せて全ての職員に書面で周知していること)、③資質向上のための支援計画の策定・研修の実施および機会の確保をしていること(併せて全ての職員に周知していること)、④労働関係法令等を遵守していることの以上の要件を満たしている場合。
介護職員等特定処遇改善 I	総額単価の 2.7%	上記加算(介護職員処遇改善加算)に加えて、①職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること、②介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、掲示等を通じて「見える化」を行っていること、③サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算等を算定していること

【負担割合証 2割・3割の方について】

表面の介護保険負担分の金額は、1割負担の方の金額になります。「2割」「3割」の負担割合証をお持ちの方は、表記の介護保険負担分の金額をそれぞれ2倍、3倍にしたもので計算してください。なお、食事・滞在費の自己負担分については負担割合証によるものにはなりませんのでご注意ください。



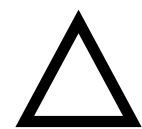
以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応可能です。

- 褥瘡の処置 ○浣腸・摘便 ○導尿 ○膀胱留置カテーテル ○人工肛門 ○在宅酸素療法
- 経管栄養(胃ろうのみ) ○喀痰吸引



以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応できません。

- 腎ろう ○膀胱ろう ○経管栄養(経鼻・腸ろうなど、胃ろう以外のもの) ○点滴
- 中心静脈栄養



以下の医療面での処置が必要な方については要相談となります。

- インシュリン注射・・・自己管理でき、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
- 人工透析・・・透析にかかる通院をご家族等に行っていただき、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
- 気管切開・・・切開時期、使用カニューレ等の器具により異なりますので要相談となります。